

エリアサポート体制 エリामENTER派遣実施要領

1 目的

特別支援教育に関する専門的な知識や技能をもつ「エリア通級拠点校エリामENTER（以下、「エリामENTER」という。）」を主として同校種段階の地域の小・中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期（以下「小・中学校等」という。）へ派遣し、学校の実態に即して助言等を行うことにより、通常の学級における個に応じた指導の充実や通級による指導の充実、教員の専門性の向上等の課題解決に寄与する。

2 内容

派遣の内容については、以下のとおりとする。

(1) 教員の指導力向上に関すること

- 特別な教育的ニーズのある児童生徒の実態把握に関すること。
- 校内外への引き継ぎ、合理的配慮の提供に関すること。
- 学習環境整備、指導・支援、教育課程、学級の経営の在り方に関すること。
- 通常の学級や通級による指導の担当者を対象とした、特別支援教育の視点に立った指導・支援の在り方等に関すること。

(2) 研修支援

- 通常の学級や通級による指導での指導や支援に関わる研修の講師や助言に関すること。

3 派遣手続（※オンラインによる助言依頼も同様とする）

- (1) 派遣を要請する小・中学校等の校長は、派遣を予定する期日の3週間前までに、「エリामENTER派遣事前連絡書」（様式1）をエリामENTERの所属するエリア通級拠点校（以下「通級拠点校」という）へ送信するものとする。
- (2) 通級拠点校の校長は、通級拠点校を設置する市町村教育委員会と協議の上、必要と認める場合は、エリामENTERを当該小・中学校等へ派遣するものとする。なお、エリア通級拠点校を設置する市町村教育委員会は必要に応じて県教育委員会と協議するものとする。
- (3) 派遣が決定した場合、派遣を要請する小・中学校等（主として同校種段階）の校長は「派遣依頼書」（様式2）と決定した期日を記載した「エリामENTER派遣事前連絡書」（様式1）を、エリア通級拠点校を設置する市町村教育委員会（拠点校と異なる市町村所属の小・中学校等にあつては所属する市町村教育委員会を経て）に提出するとともに、エリア通級拠点校に送付する。

なお、エリアコーディネーターの派遣も併せて依頼する場合は、エリアコーディネーターの派遣依頼書も同様に提出する。

4 巡回支援を受けた小・中学校等（主として同校種段階）の報告（オンラインでの助言による報告も同様とする）

- (1) 巡回支援を受けた小・中学校等の校長は、派遣報告書（様式3）を、巡回支援を受けた小・中学校等を設置する市町村教育委員会に最後の派遣後3週間をめぐりに提出するとともに、エリア通級拠点校に送付する。
- (2) 実施報告書については、巡回支援の内容、派遣後の具体的な取組を記載する。
- (3) 巡回支援を受けた小・中学校等（主として同校種段階）を設置する市町村教育委員会は、提出された派遣報告書（様式3）を、エリア通級拠点校を設置する市町村教育委員会に送付するとともに、所管する県教育庁教育事務所へ併せて送付し、県教育庁教育事務所を経て県教育庁特別支援教育課に提出する。

なお、エリアメンターが主たる派遣で、エリアコーディネーターの派遣も併せて受けた場合は、エリアメンターの派遣報告書をもってエリアコーディネーターの派遣報告書に兼ねることができる。ただし、エリアメンターの派遣報告書をエリアコーディネーターのエリア拠点校にも送付する。

5 旅費等

派遣については「出張扱い」とし、旅費は県が負担する。

6 留意事項

- (1) 特定の児童生徒に対する指導や支援の在り方に関する内容で派遣を要請する場合、派遣を要請する小・中学校等（主として同校種段階）は当該児童生徒への対応について、事前に学年や校内委員会で段階的に検討を重ね、個別の教育支援計画及び個別の指導計画等を作成した上で、実施した指導・支援の経緯等について整理し、情報が提供できるようにしておく。
- (2) エリアメンターの学校への助言時には、原則、管理職、特別支援教育コーディネーターが同席するものとする。
- (3) 派遣を受けた小・中学校等（主として同校種段階）の校長は、助言内容について校内委員会で周知し、実践について定期的に評価し改善するなど、派遣を生かし指導力の向上・維持を図る。
- (4) 派遣を受けた小・中学校等（主として同校種段階）の校長は、実践によって得られた成果や課題について随時拠点校に報告するなどして、派遣が一過性のものとならないように努めること。
- (5) WISC-IV等の心理検査については、エリアサポート体制におけるエリア巡回支援においては、原則実施しない。しかし、エリアメンターがチーフコーディネーターと相談の上で必要と判断した場合は実施することはあるが、派遣を要請する小・中学校等（主として同校種段階）から実施を要望しないこと。また、心理検査を実施した場合、その結果は検査者の指導や支援の検討以外に利用しないこと。
- (6) エリアメンターは、小・中学校等（主として同校種段階）に対して助言を行う。よって、派遣を要請する小・中学校等（主として同校種段階）は派遣において、児童生徒本人や保護者に対して直接支援や助言を行うことを求めることはできない。

7 その他

- (1) その他、実施上の問題や不都合が生じた場合は、県教育委員会及び関係市町村教育委員並びに関係小・中学校等が協議して決定する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

エリアメンター派遣手続

通級拠点校エリアメンターの派遣手続については、エリアコーディネーターの派遣手続と同様とする。(※オンラインによる助言依頼手続きも同様とする)

※ エリアコーディネーターの派遣依頼も併せて行う場合には、エリアコーディネーターの派遣事前連絡書も同様に提出する。

※ エリアメンターが主たる派遣で、エリアコーディネーターの派遣も併せて受けた場合は、エリアメンターの派遣報告書をもってエリアコーディネーターの派遣報告書に兼ねることができる。ただし、エリアメンターの派遣報告書をエリアコーディネーターのエリア拠点校にも送付する。